

保険かわら版

2023年4月5日発行
厚労省疑義解釈(その47)

Q1:「ゾレア皮下注用150mg、同皮下注75mgシリンジ及び同皮下注150mgシリンジ」(以下、本製剤という)について、「季節性アレルギー鼻炎(既存治療で効果不十分な重症又は最重症患者に限る)」に用いる場合は、「本製剤の投与前に、既存治療を行ってもコントロール不十分な鼻症状が1週間以上持続することを同一の医療機関で確認すること」とされているが、本規定は、シーズンごとの投与前に確認を求めるものではなく、当該医療機関において本製剤による治療歴のない患者に初めて投与する際の規定と解してよいか。

A1: 差し支えない。

Q2: 湿布薬については、1処方につき63枚の上限枚数となっているが、ジクトルテープ75mgを「腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群及び腱鞘

炎における鎮痛・消炎」の目的で使用する場合も同取扱いの対象となるか。また、ジクトルテープ75mgを含め、処方された湿布薬全体の合計上限枚数が63枚ということか。

A2: そのとおり。本剤は、1処方につき63枚を上限とする既存の製剤とは異なり、製剤上の工夫により全身作用を有する経皮吸収型製剤であり、薬効分類が解熱鎮痛消炎剤である。ただし、本剤は1処方63枚上限に該当する医薬品と同様の「効能又は効果」も有している貼付剤であることから、「腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群及び腱鞘炎における鎮痛・消炎」の目的で使用する場合も対象となる。また、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

また、「各種がんにおける鎮痛」の目的で使用する場合、1処方63枚上限の対象とならない。

新型コロナ5類移行後の休業保障制度の取扱い

政府方針の見直しにより2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類へ引き下げられるに伴い、国や都道府県は療養証明書の発行を行いません。各休業保障制度でも、これまで審査対象としていた保健所からの通知(自宅・宿泊療養証明書等)等の書式は審査対象外となります。5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を発生し、**傷病給付金を請求される際には、休業期間中に第三者の医師に受診し、所定の医療証明書をご提出ください。**



その他、各休業保障制度の取扱いについてご確認ください。

保険医休業保障共済保険

5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を発生し・休業した場合、宿泊療養施設での休業は自宅扱いとなります。ただし、引き続き受診困難な状況を考慮し、当面①電話・オンラインで

の初診を審査上の受診と認める措置、②7日間の範囲で初診日前の休業を認める措置、③新型コロナウイルス感染症対応で医療機関側から月1回の指定日受診を断られた際の特例、これら3点の特別対応については5月8日以降も継続します。

開業医共済休業保障制度

これまで、新型コロナウイルス感染症を理由とした自宅休業は入院休業として取り扱ってききましたが、5月8日以降この特別対応が無くなり通常通り自宅休業として扱われます。免責期間につきましても通常通りの扱いとなりますので、自宅休業の場合は連続する休業の5日目からの給付となります。

なお、5月7日以前に新型コロナウイルス感染症を発生し自宅休業を開始し、5月8日以降も連続して休業した場合は、復業の日までが入院休業として取り扱われます。

経営 電話相談



県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10:00~12:00、13:00~16:00

◆受付電話 0269-33-3265

(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



の任務分担について決定した。◇総会決議(案)について協議、意見を踏まえ文章を加筆修正し出席理事者に確認の上、決定することとした。◇役員補充及び事務局長交代について確認した。

2. 医療運動課題…保険証廃止反対の運動として3月23日の国会行動および国会内集いに現地参加し国会議員への要請を行い、国会内集会については役員および事務局のYouTube視聴を呼びかけることを決定した。

3. 北信越ブロック会議…主務地である新潟医会からの提案を受けて、日程は7月23日、開催形式は完全オンラインで医科歯科分科会は行わないことを了承した。

■その他
1. 佐久地区社協からの依頼について…会費納入に協力することを決定した。◇役員については引き続き林副会長を代表委員として推薦することを決定した。
2. 県社協からの統一地方選挙政策チラシ配布依頼について…県知事選候補者アンケートと合わせて会員に配布することを決定した。

長野県保険医協会の会員数
1,314名(医科733名、歯科581名)
4月1日現在

原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集中!★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

活動日誌

- 3/23 保団連国会行動
- 3/24 福祉医療給付の改善をすすめる会の県要請
- 3/30 「保険で良い歯科医療を」全国連絡会世話人会
- 4/7 社協事務局会議・福祉医療給付の改善をすすめる会役員会
- 4/6 保団連北信越ブロック事務局長会議・保団連医療運動合同会議
- 4/9 保団連地域医療対策部会
- 4/11 歯科部会
- 4/14 社協運営委員会・社協国保部会・『公費負担医療等の手引』編集作業打ち合わせ会議
- 4/15 保団連歯科理事会議
- 4/16 保団連理事会
- 4/18 正副会長会議
- 4/19 保団連社保小委員会

理事会便

3/17 理事会決定項等

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:30~21:05出席役員:宮沢会長、池上、市川、奥山、林(春)、三田各副会長、山崎理事、議長:市川副会長

■報告・承認事項

1. 前回議事要録の確認…2月度理事会の議事要録を確認。

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。3/1~3/31間は医科3件、歯科1件。(氏名敬称略)

2. 会務報告…3月会務報告について確認した。

3. 会計報告…12月会計報告について承認した。

4. 給与規定の改定について…事務局次長を常時体制とし、事務局長・事務局次長の役職手当を変更する改定を行い、4月1日より適用することを承認した。

5. 事務局次長の任命について…4月1日より増田事務局員を事務局次長とすることについて承認した。
6. 保団連電力料金等高騰に関する調査について…緊急調査のため3月14日に実施したことを確認した。

■協議事項

1. 第44回定期総会について…申込状況および講演会の案内等について確認した。◇総会議事、講演会、懇親会

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
エルムクリニック	内 消	395-0003	飯田市上郷別府 3373-3 1階	0265-22-5666	倉橋 眞理	1	無	令和5年4月1日
アイグレーハート&ケアクリニック	総合診療内科 循環リハ 女性専門科	391-0003	茅野市本町東 14-3	0266-72-9129	榎本 香織	1	無	令和5年4月1日
さわらび内科クリニック	内	387-0021	千曲市大字稲荷山字伊勢宮 274 番地 1	026-272-1013	医療法人社団 Shinano さわらび 理事長 寺島 早人・浅野 有紀	2	無	令和5年4月1日
まきの歯科	歯 小歯 歯外 矯正	395-0803	飯田市鼎下山 1175-1	0265-48-5782	牧野 貴明	1	無	令和5年4月1日

※1 診療科名は略記載。 ※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科診療所は歯科医師数。 ※4 指定期間は指定日より6年。